

# 韓国知的財産ニュース 2021年11月後期

(No. 451)

発行年月日：2021年12月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、11月16日から30日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 特許の審査費用、審査を受けた分だけ払って残りは返してもらえます
- 1-2 特許審判における調停連携および適時提出制度を導入・施行
- 1-3 有名人の肖像・姓名が持つ財産的価値、これから法律で守られる
- 1-4 下請取引公正化に関する法律施行令の一部改正令（案）再立法予告  
（公正取引委員会公告第2021-151号）
- 1-5 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113488）
- 1-6 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113490）
- 1-7 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113510）
- 1-8 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113537）
- 1-9 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改定令（案）の  
立法予告（特許庁公告第2021-260号）

### 関係機関の動き

- 2-1 国民が選んだ創業企業プロキシヘルスケア、  
「挑戦！Kスタートアップ2021」最優秀賞受賞
- 2-2 「バイオ医薬品分野における知的財産（IP）協議体」の懇談会を開催
- 2-3 女性のアイデアで世界を変える！2021生活発明コリアの授賞式を開催
- 2-4 「2021 キャンパス特許ユニバーシアード授賞式」開催
- 2-5 「2021 韓国知識財産協会コンファレンス」開催
- 2-6 韓国特許庁、「自動運転知的財産戦略フォーラム」開催
- 2-7 韓国特許庁とポスコ、鉄鋼・素材企業に営業秘密・技術保護を  
共同で支援
- 2-8 韓国特許庁「倒産危機にある特許保有企業の再生を支援」  
積極行政最優秀賞受賞
- 2-9 世界知的所有権機関、弁理士向けの国際出願総合説明会を開催

- 2-10 第21回日中韓特許庁長官会合、カーボンニュートラル分野への協力に合意

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 中小企業の特許紛争、予防から事後対応まできめ細かく支援する

#### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 今やオンラインで学ぶ！オンライン教育関連の商標出願が増加
- 4-2 商標出願の増加傾向に拍車をかける！10年間で2倍増加する見込み

#### その他一般

※今号はありません。

### 法律、制度関連

#### 1-1 特許の審査費用、審査を受けた分だけ払って残りは返してもらえます

韓国特許庁（2021.11.18.）

特許出願の取り下げ・放棄の時点によって審査請求料の返還を拡大実施

韓国特許庁は出願人が取り下げ・放棄した特許出願に対し、実際に提供された審査サービスを除いた分だけの審査請求料を返還する改正特許法が11月18日木曜日から施行されると発表した。

今回の改正法は出願顧客に積極行政サービスを提供するために施行されるもので、現場で活用されないか、特許登録の可能性が低い出願に対して出願人の費用を節約できるようにしたものである。

まず、審査官が拒絶理由を通知する前は、特許庁で行う先行技術調査の実施有無にかかわらず、出願人はまだ審査サービスを提供されなかったため、審査請求料の全額（平均約45万ウォン※）を返してもらえる。

※特許出願平均請求項10項を基準に減免がなかった場合の審査請求料の金額

また、審査官が拒絶理由を通知したとしても、最初に通知された拒絶理由に対する意見提出期限内であれば審査請求料の 1/3 (※) (平均約 15 万ウォン) を返してもらえるようになる。

※審査着手を除いた残りの審査サービスが 1/3 程度であることを勘案して策定

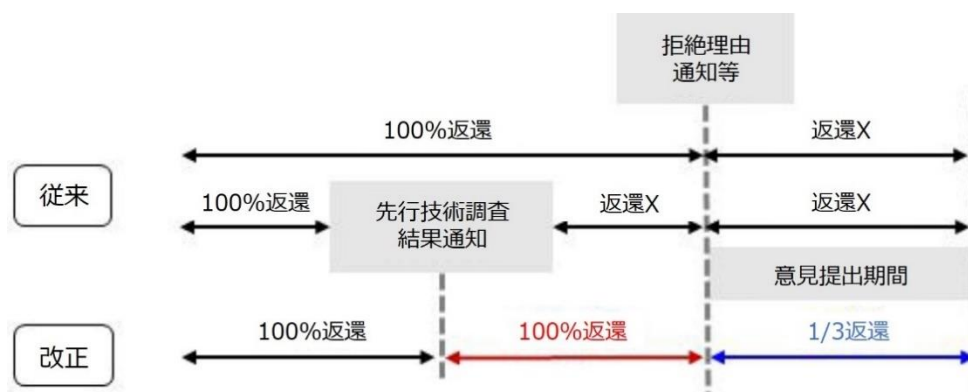
改正法によって、出願人は審査官の拒絶理由を受け取って拒絶が予想される出願は早期に取り下げ・放棄して一部の費用を返してもらい、それを改良して新たな特許出願が可能になると見られる。

今後、改正法に基づいて、初めに通知された拒絶理由に対して出願を取り下げ・放棄する場合、最大約 20 億ウォン (※) の審査請求料を出願人に返還できると予想される。

※13,426 件 (2020 年出願人対応無しの拒絶決定件) ×15 万ウォン≒20 億 1 千 4 百万ウォン

加えて、政策的にも、特許庁は不要な出願の取り下げ・放棄を誘導し、新しい出願の審査に集中できるだろう。

<特許法改正前・後の審査請求料返還範囲の変更事項>



さらに、今回の改正法には、審査官の職権訂正が間違っただけの場合はその職権訂正を無効と見なす規定 (※) も含まれている。

※特許審判または侵害訴訟段階で、職権訂正が最初からなかったこととして判断できる

特許庁の特許審査企画局長は「今回の改正で個人、中小企業などの社会的弱者が必要な特許出願に『選択と集中』をして、特許費用を効率的に使うに役立つだろう」とし、「これからは特許庁は常にユーザーの立場で便宜を図れる特許制度が定着していくよう努力する」と述べた。

## 1-2 特許審判における調停連携および適時提出制度を導入・施行

韓国特許庁 (2021. 11. 18.)

韓国特許審判院は、審判の段階で当事者間の合意を通じて審判を終結することができる調停連携制度と審判の初期に証拠や主張を集中して提出する適時提出制度を 11 月 18 日（木曜）から施行すると発表した。

審判長は、審判より調停を通じて紛争を早期に解決した方が有利だと判断する場合、両当事者に調停回付を提案することができ、両当事者が同意した場合は紛争調停委員会への回付を決定する。

当事者は必要な場合、審判請求の際または審判進行中に意見書を通じて審判長に調停を提案することができるが、調停を回付するかどうかについては審判長が最終的に決定する。

調停手続きが終わるまで審判は停止され、当事者間の調停が成立されると、法院においての和解と同じ効力が発生し、審判請求は取り下げられる。

改定された制度は 18 日現在審判が行われている事件にも適用される。

一方、審判の故意的な遅延を防止し、迅速に審理を進める適時提出主義制度の導入により、審判長が定めた期限を過ぎた場合は主張の提出または証拠の申請ができなくなった。

適時提出主義を違反した場合、審判長は職権または相手方当事者の申請により当事者の主張または証拠を却下し、審理に反映しないことができる。

さらに、審判長は審判中に当事者が提出した証拠や主張に対して事実確認が必要な場合、期間を与えて疎明することを要求することができ、特別な理由もなく応じない場合は審理に反映しないこともできる。

ただし、適時提出主義は、当事者が故意または重大な過失により証拠などを遅れて提出し、審理を遅延させた場合などに限定して適用し、適切な時期に提出したかどうかについては審判の進行状況を踏まえて個別に判断する。

審判—調停連携制度と適時提出主義制度は、審判の段階において紛争をより迅速・正確に解決させるための装置である。

制度が施行されれば、審判事件を迅速・正確に終結させることで、時間と資金が不足している個人、中小企業などの紛争解決に大きく貢献できることが期待される。

韓国特許庁審判政策課長は「新しい制度が審判において確固たるものとなり、紛争解決に大きな役割を果たすことを期待する」とし、「特許審判院は今後も公正で迅速な紛争解決のために努力する」と述べた。

### 1-3 有名人の肖像・姓名が持つ財産的価値、これから法律で守られる

韓国特許庁 (2021. 11. 30.)

#### パブリシティ権保護のための韓国初の明文規定新設、 データ保護に向けた不正競争防止法の改正案とともに国務会議を通過

韓国特許庁は、有名人の肖像・姓名などを不正に使用する行為と、データを不正取得・使用する行為を不正競争行為として新設する「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」(以下「不正競争防止法」)の一部改正案が30日火曜日に国務会議を通過したと発表した。

最近、イカゲームやBTSなどの韓流の影響力が急激に拡大し、こうしたコンテンツを活用した製品とサービスも多様化している。アイドルの肖像とサインが入った飲み物、有名俳優を思わせるイメージが使われる広告が毎日新しく登場している。これに伴って、韓流スターの肖像・姓名などを無断で使用した違法製品、サービスが雨後の筍のように発売されているのも現実である。

このような無断使用行為は、韓国のエンターテインメント産業の従事者が長い間投資してきた努力、費用にただ乗りする行為である。しかし、これまで韓国では、こうした違法行為を適切に規律できる規定が不十分だった。

憲法、民法に基づいて有名人の肖像・姓名などの無断使用行為を一部制裁することができるが、これは肖像・姓名などを人格権として保護することであるため、精神的な被害のみ保護(慰謝料)できる。その結果、有名アスリート、映画俳優の肖像・姓名などを広告等に無断で使用しても、被害者は実際に発生した被害よりはるかに少ない金額だけ賠償されることになるなど、財産的な被害に対しては適切な保護が実施されなかった。

今回行われた不正競争防止法の改正は、有名人の肖像・姓名などを無断で使用して経済的な被害をもたらす行為を規律する内容である。いわゆる「パブリシティ権」を保護するための法的根拠が韓国に初めて新設されるのである。米国をはじめとする主要国は、すでに関連法令または判例を通じてパブリシティ権を保護している。

改正された不正競争防止法によると、有名人の肖像・姓名などを無断使用して経済的な被害を及ぼす場合、それに対して禁止請求・損害賠償請求等の民事的救済措置および特許庁の行政調査・是正勧告等の行政的救済措置が可能である。本改正法律案は12月7日に公布され、公布後6カ月以降に施行される。

一方、今回の不正競争防止法の改正案には、取引を目的として生成したデータを不正に取得・使用する行為を不正競争行為として規律する内容も盛り込まれている。デジタル時代で金融資本に匹敵する必須資源として浮上しているデータを安心して取引できる保護基盤を拡充するためのものである。

改正案によると、データの不正取得・使用行為の被害者は、禁止請求・損害賠償請求、特許庁の行政調査・是正勧告等の救済措置を活用できる。改正案は来年4月20日から「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」と同時に施行される。

特許庁長は「今回、不正競争防止法の改正により、有名人の肖像・姓名などの無断使用行為および取引目的で生成したデータを不正に取得・使用する行為を適切に規律できるようになった」とし、「韓国のエンターテインメント産業とデータ産業の発展を促し、韓国企業がグローバル市場の主役として成長・活躍するきっかけになるだろう」と述べた。

1-4 下請取引公正化に関する法律施行令の一部改正令(案)再立法予告(公正取引委員会公告第2021-151号)

電子官報(2021.11.19.)

#### 公正取引委員会公告第2021-151号

「行政手続法」第41条に基づいて「下請取引公正化に関する法律施行令」の一部改正令案を2021.9.14.から2021.10.25.まで立法予告しましたが、秘密保持契約書の保存期間に関する修正の必要性が提起されたことにより、それを反映して修正された内容を国民に知らせ、その意見を聞くために次のとおり公告します。

2021年11月19日

公正取引委員会委員長

## 下請取引公正化に関する法律施行令の一部改正令（案）再立法予告

### 1. 修正理由

以前立法予告された施行令の改正案は保存の対象書類を拡大し、秘密保持契約書の記載事項を具体化する内容であった。それと関連し、「下請取引公正化に関する法律」第23条第1項による第12条の3項の関連行為に対する調査時効（7年）と符合するよう、秘密保持契約書の保存期間を7年に定めようとするものである。

### 2. 主要内容

イ. 秘密保持契約書の保存期間の明示（案第6条第2項改正）

秘密保持契約書の保存期間を7年に規定する。

### 3. 意見提出

この改正令案について意見がある機関・団体又は個人は、2021年12月30日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を公正取引委員会委員長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際に理由を明示）

ロ. 姓名（機関・団体の場合、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

- 一般郵便：世宗特別自治市タソム3路95（政府世宗庁舎）2棟

公正取引委員会企業取引政策課

- 電子郵便：minjikim@korea.kr

- ファックス：044-200-4656

### 4. その他の事項

改正令案に対する詳しい事項は、公正取引委員会のウェブサイト (<http://www.ftc.go.kr>) を参照するか、又は公正取引委員会の企業取引政策課（電話 044-200-4584/ファックス 044-200-4656）にお問い合わせください。

## 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113488）

議案番号：2113488

提案日：2021年11月23日

提案者：クオン・ミョンホ議員外9人

### 提案理由

知的財産の価値評価は、知的財産の経済的価値を算定することとして、企業等は知的財産基盤の事業化・取引及び資金調達等の活動をする上で価値評価を活用しており、最近、知的財産を活用して資金を供給する金融市場が活性化するに伴い価値評価の重要性が高まっている。

しかし、現行の発明振興法は、価値評価に対する定義規定、価値評価を遂行する専門評価機関の事業関連規定、知的財産に対する現物出資特例規定等、評価と関連する主要な法的根拠が不十分な状態である。

したがって、発明振興法の改正を通じて発明等の評価に対する定義規定を新設することにより、評価の対象を、既存の登録された発明から国内又は海外に出願中であるか、若しくは登録された発明及び商標、営業秘密及び半導体集積回路の配置設計まで拡大し、評価手数料も支援できるようにする。

また、発明の評価機関の遂行事業について具体的に規定し、発明等を企業に現物出資する場合、評価機関の評価内容を商法上公認された鑑定人の評価とみなす特例規定を新設して、知的財産の価値評価を基盤とする企業の事業化活動を積極的に支援する考えである。さらに、現行の特許技術事業化斡旋センターの名称を特許技術事業化支援センターに改めてセンターの斡旋業務を仲介業務に改定する一方、仲介業務の対象に特許技術の他に商標を追加し、仲介のための需要調査・分析及び評価業務を遂行できるようにする等、特許技術事業化支援を強化するための制度の改善を推進しようとする。

### 主要内容

#### イ. 発明等の評価の定義規定の新設（案第2条第11号）

「発明等の評価」を国内又は海外に出願中であるか、若しくは登録された発明、「商標法」第2条第1号による商標、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密及び「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第2号による配置設計に対し、現在又は将来の経済的価値を価額・等級又は点数等に表示することと定義する。



ロ. 発明の評価機関の指定目的及び事業範囲等の規定整備（案第28条）

- 1) 発明の評価機関を指定する目的に発明等の評価を通じた事業化の資金支援等を促進することを追加し、発明の評価機関を発明等の評価を専門的に遂行する機関と規定する（案第28条第1項）。
- 2) 発明の評価機関として指定を受けようとする者は、評価専門人材、評価組織及び施設を備えるよう明確に規定する（案第28条第2項）。
- 3) 発明等の評価を受けようとする者が発明の評価機関に評価を要請すれば、評価を要請された評価機関は、評価結果を滞りなく通報するよう規定する（案第28条第3項及び第4項）。
- 4) 発明の評価機関の遂行事業を発明等の評価、発明等の評価に対する需要の調査及び分析等に具体的に規定する（案第28条第5項）。

ハ. 発明等の評価を通じた現物出資の特例の新設（案第28条の2）

発明等の評価対象である国内又は海外に出願中であるか、若しくは登録された発明、「商標法」第2条第1号による商標、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密及び「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第2号による配置設計を企業に現物出資しようとする者が発明の評価機関の評価を受けた場合、その評価内容は「商法」第299条の2又は第422条に基づいて公認された鑑定人が鑑定したものとみなし、この場合、評価機関の発明等の評価を担当する者は、「商法」第625条、第630条及び第635条を適用するに当たって鑑定人とみなす規定を新設する。

ニ. 発明の評価機関に対する各号の支援対象を発明評価から発明等の評価に規定（案第29条）

ホ. 評価手数料の支援対象を発明の技術性と事業性を評価された者から発明等の評価を受けた者に拡大（案第30条）

ヘ. 特許技術事業化斡旋センターの運営に関する規定の整備（案第34条）

- 1) 特許技術事業化斡旋センターの名称を特許技術事業化支援センターに改め、発明関連技術及び商標の事業化又は活用を支援する業務を遂行するために設置・運営するよう規定する（案第34条第1項）。
- 2) 特許技術事業化支援センターの斡旋業務を仲介業務に改定し、仲介対象に商標を追加する。また、仲介のための需要調査・分析及び評価業務を遂行できるよう規定する（案第34条第2項）。

法律第 号

**発明振興法の一部改正法律案**

発明振興法の一部を次のように改正する。

第2条に第11号を次のように新設する。

11. 「発明等の評価」とは、次の各目に対する現在又は将来の経済的価値を価額・等級又は点数等で表示することをいう。
  - イ. 国内又は海外に出願中であるか、若しくは登録された発明及び「商標法」第2条第1号による商標（以下「商標」という。）
  - ロ. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密（以下「営業秘密」という。）
  - ハ. 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第2号による配置設計（以下「配置設計」という。）

第28条第1項中「産業財産権に登録された発明の迅速な事業化が必要だと認められれば、その発明の評価のために、関係行政機関の長と協議して国立・公立研究機関、政府出捐研究機関、民間研究機関又は技術性・事業性」を「発明等の評価を通じて事業化及び事業化の資金支援等を促進するために、発明等の」に改め、同条第2項中「専門人材」を「評価専門人材、評価組織」に改め、同条第3項中「発明を事業化しようとする」を「発明等の評価を受けようとする」に、「によって指定された評価機関に対し、発明の技術性と事業性に関する」を「による評価機関に発明等の」にし、同条第4項中「発明を先に分析・評価し、その結果を滞りなく通報」を「滞りなく評価を実施した後、その結果を通報」にし、同条第5項及び第6項をそれぞれ第6項及び第7項に改め、同条に第5項を次のように新設する。

- ⑤ 第1項による評価機関は次の各号の事業を行う。
  1. 発明等の評価
  2. 発明等の評価に対する需要の調査及び分析
  3. 発明等の評価に対する情報の収集・分析・流通及び関連情報網の構築
  4. 発明等の評価に対する情報の共同活用及び拡散に向けた事業

第28条第6項（従前の第5項）第1号を次のように改める。

1. 評価の対象及び範囲

第28条の2を次のように新設する。

第28条の2（現物出資に対する特例） 次の各号のいずれかを企業に現物出資しようとする者が評価機関の評価を受けた場合、その評価内容は「商法」第299条の2又は第422条に基づいて公認された鑑定人が鑑定したものとみなす。この場合、評価機関の発明等の評価を担当する者は、「商法」第625条、第630条及び第635条を適用するに当たって鑑定人とみなす。

1. 国内又は海外に出願中であるか、若しくは登録された発明及び商標
2. 営業秘密
3. 配置設計

第29条第1号から第4号まで中「発明評価」をそれぞれ「発明等の評価」に改める。

第30条中「発明の技術性と事業性を評価された」を「発明等の評価を受けた」に改める。  
第34条の見出し「(特許技術事業化斡旋センター)」を「(特許技術事業化支援センターの設置等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

- ① 特許庁長は次の各号に該当する発明関連技術（以下本条で「特許技術」という。）及び商標の事業化又は活用を支援する業務を遂行するために、特許技術事業化支援センター（以下「事業化支援センター」という。）を設置・運営する。
1. 国内又は海外に出願中であるか、若しくは登録された発明
  2. 営業秘密
  3. 配置設計

第34条第2項各号以外の部分中「特許技術事業化斡旋センター」を「事業化支援センター」に、「行う」を「する」に改め、同項第1号中「発明関連技術（以下「特許技術」という。）」を「特許技術」に、「産業財産権」を「特許技術及び商標」に、「斡旋」を「仲介」に改め、同項第2号中「斡旋（産業財産権者が特許技術事業化斡旋センター）」を「仲介（産業財産権者が事業化支援センター）」に、「特許技術事業化斡旋センターはこれを第三者」を「事業化支援センターはこれを第3者」に、「第三者から」を「第3者から」に、「特許技術事業化斡旋センターが」を「事業化支援センターが」に改め、同項第3号を次のように改め、同項第4号及び第5号をそれぞれ第5号及び第6号に改め、同項に第4号を次のように新設し、同項第6号（従前の第5号）中「促進と特許技術の斡旋」を「支援と特許技術の仲介」に改める。

3. 特許技術及び商標の仲介に向けた需要調査・分析及び評価
4. 特許技術及び商標の仲介に関する情報の収集・分析及び提供

第34条第3項中「特許技術事業化斡旋センターの設立・運営」を「事業化支援センターの設置・運営」に改め、同条第4項中「特許技術事業化斡旋センター」を「事業化支援センター」に改める。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1－6 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113490）

議案情報システム（2021.11.23.）

### 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113490）

議案番号：2113490

提案日：2021年11月23日

提案者：イ・ジュファン議員外9人

### 提案理由及び主要内容

現行法では、使用者と従業員間の職務発明の完成及びその発明に対する承継意思の通知は文書で行うよう規定しているにもかかわらず、職務発明関連紛争の調停や調停の拒否・中止関連条項では文書という表現の代わりに書面で通知するよう規定し、文書と書面を混用している。これは、同一の事案に対し通知の方式を異にして規定することで、当事者間に混乱を招くだけでなく、電子文書が一般化している時代の変化をしっかりと反映していないという指摘がある。

したがって、職務発明関連通知は電子文書を含めた文書に統一して混乱を防止するなど、現行の法律上現れた一部の不備を改善・補完しようとするものである（案第12条、第18条第4項及び第46条の2第2項）。

法律第 号

### 発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第12条前段中「文書」を「文書（「電子文書及び電子取引基本法」第2条第1号の電子文書を含む。以下同じ。）」に改める。

第18条第4項中「書面で」を「文書で」に改める。

第46条の2第2項中「書面で」を「文書で」に改める。

### 附 則

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

1 - 7 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113510）

議案情報システム（2021.11.24.）

### 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113510）

議案番号：2113510

提案日：2021年11月24日

提案者：クォン・ミョンホ議員外10人

## 提案理由

職務発明に関する訴訟で当事者が提出した証拠資料等に営業秘密が含まれている場合、当事者がそれを提出することで、真実を立証しても訴訟の過程で営業秘密が外部に流出する恐れが存在する。これにより、当事者が消極的に証拠資料を提出するとき、訴訟による真実の究明が難しくなる問題が発生しかねない。

一方、「特許法」、「実用新案法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」等の知的財産に関する法律は、関連訴訟では当事者が提出した準備書面等に営業秘密が含まれており、その営業秘密が公開されれば当事者の営業に支障をきたす恐れがある場合等には、当該営業秘密を知り得た者に秘密保持を命じることができる規定を導入して営業秘密の流出を防止するための装置を既に設けた状況である。

したがって、職務発明に関する訴訟に対しても秘密保持命令制度を導入して秘密保持命令の申請及び取消に関する手続き等を規定し、制度の実効性を確保するために秘密保持命令の違反罪を新設しようとする。

## 主要内容

### イ. 職務発明に関する訴訟に対して秘密保持命令制度を導入（案第19条の2新設）

職務発明に関する訴訟で秘密保持命令の申請及び取消に関する手続き、訴訟記録の閲覧請求等の通知等を定めるために、「特許法」第224条の3から第224条の5の規定を準用する。

### ロ. 秘密保持命令に違反した者に対する刑事処罰規定の導入（案第58条の2新設）

秘密保持命令の実効性を確保できるよう、秘密保持命令に違反した者に対し、5年以下の懲役、又は5千万ウォン以下の罰金刑に処するよう刑事処罰規定を設ける。

法律第           号

## 発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第19条の2及び第58条の2をそれぞれ次のように新設する。

第19条の2（「特許法」の準用）職務発明に関する訴訟で法院の秘密保持命令に関しては、「特許法」第224条の3から第224条の5の規定を準用する。

第58条の2（秘密保持命令の違反罪）①国内外で正当な理由なく第19条の2によって準用される「特許法」第224条の3第1項に基づく秘密保持命令に違反した者は、5年以下の懲役、又は5千万ウォン以下の罰金刑に処する。

②第1項の罪は秘密保持命令を申請した者の告訴がなければ公訴を提起することができない。

## 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布の日から施行する。

第2条（秘密保持命令等に関する適用例） 第19条の2で準用する「特許法」第224条の3から第224条の5までの改正規定は、この法律の施行後最初に職務発明に関する訴訟が提起されたものから適用する。

1－8 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113537）

議案情報システム（2021.11.25.）

### 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113537）

議案番号：2113537

提案日：2021年11月25日

提案者：クォン・ミョンホ議員外10人

#### 提案理由

2015年に政府の R&D 研究ノート関連業務が科学技術情報通信部に一元化されたことを受けて、特許庁の「発明振興法」上の研究ノート関連規定の存置の必要性がなくなり、当該規定を削除しようとする。

#### 主要内容

イ．研究ノート活用事業、研究ノート専門機関の指定及び予算支援、研究ノート専門機関の基準及び手続等の研究ノート活用促進規定を削除する（第9条の2削除）。

法律第 号

### 発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第9条の2を削除する。

## 附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

## 特許庁公告第 2021-260 号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改定令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2021 年 11 月 29 日

特許庁長

### 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改定令（案）の立法予告

#### 1. 改定理由及び主要内容

データ関連業務を効果的に処理するために、特許庁にデータ専任人材 2 名（5 級 2 名）を増員し、特許庁に特許審査業務の遂行のために増員した評価対象の定員 56 名（4 級又は 5 級 10 名、6 級 46 名）及び商標・デザイン審査業務の遂行のために増員した評価対象の定員 8 名（6 級 8 名）をこれまでの評価結果に従って評価対象の定員から除外し、不正競争行為、商標権・特許権・デザイン権の侵害及び営業秘密侵害行為の取締り業務のために増員した評価対象の定員 5 名（4 級又は 5 級 1 名、6 級 4 名）の評価期間を 2021 年 12 月 31 日から 2023 年 12 月 31 日までに 2 年延長する内容で「特許庁とその所属機関の職制」が改定（大統領令第 00000 号、2021. 12. 00. 公布・施行）されることを受けて、変更される事項を反映するものである。

#### 2. 意見提出

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改定令案について意見がある機関、団体又は個人は、2021 年 12 月 3 日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて法令案を確認した後意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：革新行政担当官）に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛成又は反対意見とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合、その名称と代表者名）、住所及び電話番号

## ハ. その他の参考事項

### ※送り先

- (郵便番号：35208)  
大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟  
特許庁革新行政担当官  
電話：042)481-8617、Fax:042)472-3504  
電子メール：aza00@korea.kr

### 3. その他の事項

改定案に対する詳しい事項は、特許庁のウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) 「冊子/統計-法令及び条約-立法予告」を参照するか、又は特許庁の革新行政担当官室 (電話 042-481-8617、ファックス 042-472-3504) にお問い合わせください。

#### 関係機関の動き

#### 2-1 国民が選んだ創業企業プロキシヘルスケア、「挑戦！Kスタートアップ 2021」最優秀賞受賞

韓国特許庁 (2021. 11. 17.)

優秀賞には RAFIQ、特別賞には LEESOL が選定

韓国特許庁は 11 月 17 日 (水曜)、東大門デザインプラザ国際会議場で開催された全政府レベルの創業コンテストである「挑戦！Kスタートアップ 2021」の最終決選で、プロキシヘルスケア、RAFIQ、LEESOL が、それぞれ最優秀賞と優秀賞、特別賞を受賞したと発表した。

最優秀賞 (中企部長官賞、賞金 1 億 3,000 万ウォン) を受賞したプロキシヘルスケアは、「振動なく微細電流で歯肉炎を改善する電子歯ブラシ」を披露し、高い特許技術の完成度と優秀な商品性、創業アイテムを保護する知的財産権のポートフォリオ (権利群) を保有している点で、評価委員から良い評価をもらった。



優秀賞（国防部長官賞、賞金 6,000 万ウォン）を受賞した RAFIQ は、「天然植物を抽出する必要なく化粧品にする軟化技術」を披露し、新しい化粧品製造特許技術の活用性と優秀な商品性を保有している点で、評価委員から大きな反響を得た。

最終決選で受賞した創業企業には、賞状と賞金の他にも、中小ベンチャー企業部の予備・初期・跳躍・再挑戦パッケージにおける書類評価の免除などの特典が支援される。

一方、全政府レベルの総合本選で「人工知能とニューロフィードバック技術を利用した脳管理プログラム」に関する創業アイテムを披露したが、惜しくも最終決選に進出できなかった LEESOL には、特別賞と賞金 1,000 万ウォンが支給された。

これらの創業企業は、韓国特許庁が今年 5 月に開催した「知的財産リーグ」（第 2 回知的財産スタートアップコンテスト）で国民の直接審査・参加により選抜され、知的財産コンサルティングと投資誘致 IR メンタリング支援を経て、全政府レベルの総合本選に推薦された。

韓国特許庁の知的財産リーグは昨年新設されて以来、初年度の RECENS Medical の最終決選最優秀賞受賞に続き、今年も 2 年連続最優秀賞を輩出し、有望な創業企業の登竜門として位置づけられた。

韓国特許庁は、優秀な知的財産を保有している創業企業が未来の新産業の主役として成長していき、製品事業化の成果が得られるように、今後も様々な知的財産の創出・活用に対する支援事業を連携して提供する予定である。

## 2-2 「バイオ医薬品分野における知的財産（IP）協議体」の懇談会を開催

韓国特許庁（2021. 11. 19.）

勢いよく発展するバイオ医薬品分野、強力な特許の創出支援に向けて産業界の声を聞く

韓国特許庁は、韓国国内のバイオ医薬品分野の企業と共にする「バイオ医薬品分野における知的財産（IP）協議体」（※）の懇談会を 11 月 19 日金曜日午後 2 時、特許庁ソウル事務所で開催する。

※バイオ医薬品分野における IP-協議体：グローバルなワクチンのハブ化を推進するために、特許庁と

韓国のバイオ医薬品特許多出願企業（13 社）を中心に構成された協議体（2021 年 6 月発足）

新型コロナの大流行などにより、最近、ワクチンや抗体治療薬のようなバイオ医薬品技術が急速に発展し、関連市場の規模も拡大するに伴って、特許審査にも急変する産業の現実を反映する必要性が高まっている。

特許庁は、こうした状況に合わせて、今回の懇談会を通じて、米国、欧州など主要国の知的財産の現状を共有し、産業界の意見を特許審査に反映して、バイオ医薬品産業の活性化を支える考えである。

医薬品の中でも、特にバイオ医薬品は開発に相当の費用と技術力が求められて特許紛争の発生時に被害が大きいだけに、韓国の主要バイオ医薬品企業は特許紛争の結果に対する予測可能性を向上させて特許紛争を予防できる方策を要求してきた。特許庁はこの要求に応え、今回の懇談会で先進5カ国特許庁（IP5）（※）の審査事例および審決・判決の分析結果を共有し、特許登録の可能性を予測できる参考資料としてバイオ医薬品分野の審査実務ガイド改定案を提供する予定である。

※先進5カ国特許庁（IP5）：日本、米国、欧州、中国、韓国の特許庁

また、産業界からバイオ医薬品産業の現状と特許権の確保、特許紛争など知的財産に関する困難さを聞いて、それを反映して審査実務を改善していく計画である。

特許庁の化学生命技術審査局長は、「政府が将来の革新成長エンジンとして育成しているバイオ医薬品産業で、高品質の特許はグローバル競争力を左右する重要な要素だ。特許庁は審査実務と審査制度の改善に産業界など多様な専門家の意見を持続的に反映し、韓国企業の高品質特許の確保を支援する」と話した。

### 2-3 女性のアイデアで世界を変える！2021 生活発明コリアの授賞式を開催

韓国特許庁（2021. 11. 22.）

チョ・ミスクさんの「子供向け薬包紙」、大統領賞受賞

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2021 生活発明コリア」の授賞式が19日金曜日午後1時30分、ソウルで開催された。

今年で8回目を迎える生活発明コリアは、「女性のアイデアで世界を変える」というテーマで女性の生活の中の不便を解消するアイデアを発掘し、知的財産の権利化、試作品の製作、事業化コンサルティングなどを通じて女性の起業と雇用創出を支援する事業である。

大統領賞は、保育園での勤務経験から誕生した「子供向け薬包紙」を発明した保育園の先生チョ・ミスクさんが受賞した。この発明品は、粉薬と水薬を区分して入れることができ、薬を服用する前に水薬の部分を押つぶして手軽に服用できる点が高く評価された。

国務総理賞は、体に悪い殺虫成分無しに害虫を泡で捕まえる「特殊泡の虫消火器」を発明したキム・ウニさんが受賞した。

他にも、優秀作として、2重保安が可能な「スマートドアロック」、服にしみがつくことを防止する「汚染防止繊維パッド」などが長官賞を受賞した。また、新型コロナの影響で家庭内にとどまる時間が増え、衛生・趣味用品とペット用品も多数入選した。

大統領賞を受賞したチョ・ミスクさんは「生活発明コリアの参加にあたって周りからたくさんの方の励ましと応援をいただいた」とし、「子供向け薬包紙は実生活で本当に必要なアイデアであり、今回の受賞をきっかけに製品化および事業化することを期待する」と感想を述べた。

今年の授賞式では、弁理士、創業経営コンサルタント等で構成された外部専門家審査と一般国民のオンライン審査を通じて選定された34件の優秀アイデア製品に受賞の栄誉が与えられた。

1月21日から3月31日までオンラインで募集された計2,170件のアイデアのうち、獨創性、実用性、経済性、生活発明適合性等が優れている50件（43対1の競争率）のアイデアに対し、事業化の支援も行った。

特許庁の産業財産政策局長は「生活の不便を解消するための女性による優秀な発明品が今回のイベントを通じて広く知られることを期待する」とし、「特許庁は女性のアイデアが知的財産として権利化し、事業化して、創業と雇用創出につながるよう積極的にサポートする」と語った。

その他、生活発明コリアで選定された優秀なアイデア製品による創業や事業化に興味のある方は、イベントのウェブサイト（[www.womanidea.net](http://www.womanidea.net)）から生活のアイデア製品を見ることができる。

韓国漢陽大学 ERICA キャンパスのキム・ヘダム外 2 人チーム、大統領賞受賞

韓国特許庁は「2021 キャンパス特許ユニバーシアード授賞式」を 11 月 24 日水曜日午後 5 時にソウルの朝鮮ホテルで開催する。今年で 14 回目を迎えるキャンパス特許ユニバーシアードは、企業と研究機関が懸案課題を出題すれば、学生が特許データを分析・活用してクリエイティブなアイデアを提案する大会である。

今回の大会では韓国国内の 72 の大学から 1,747 チームが参加し、27 校の 123 チームが受賞の栄誉を得た。大統領賞には「視覚人工知能基盤の動作の分析・評価技術」をホームフィットネスの事業化戦略に活用したキム・ヘダム/キム・ジホ/キム・スンジョンチーム(漢陽大学 ERICA キャンパス)が選定された。このチームは「実現可能な事業を提示するために特許分析の徹底と需要企業の調査を行い、大会を通じて多様な専攻者間の協力が重要であることを感じた」と受賞の感想を述べた。

国務総理賞にはキム・テメン/チェ・ボナチーム、科学技術情報通信部長官賞にはシム・ジェヨン/チョン・ソユン/パク・ソヨンチーム、イ・ユナ/クオン・ジュヒ/チョン・ジュニョンチーム、産業通商資源部長官賞にはイ・ヘジン/チェ・ジウォン/キム・ミンジチーム、パク・ウンギョン/ソ・ジンチャン/キム・ハヨンチーム、特許庁長賞にはイ・ジョンミン/ト・ソラチーム、ペ・ウジン/シム・ヨンジン/カン・ダウンチームが受賞者として最終選定された。

受賞者は「次世代知的財産リーダー (※) (YIPL)」プログラムを通じて、体系的な知的財産講座の受講の機会とスタートアップ支援のメリットを享受できるようになる。

※CEO 講演、知的財産講座、地域ネットワーク、産業体訪問、スタートアップ支援コンサルティングなどを提供

特に、今回の大会で漢陽大学 ERICA キャンパスは、最多受賞および最多応募の大学賞を受賞することになった。

今回の授賞式では「2021 年キャンパス特許ユニバーシアード」で優秀な成績をおさめた学生・指導教授に対する激励とともに、優秀事例も発表される予定である。

特許庁長は「受賞作の発明事業化に対するアイデアと特許戦略を見てみたが、市場調査や分析の水準が実際に企業現場で活用してもそんな色がないほど優秀だった」とし、「これか

らも韓国の学生たちが特許ビッグデータの活用能力を備え、第四次産業革命を先導する人材として成長するよう関心と支援を惜しまない」と伝えた。

本大会に関する詳細はキャンパス特許ユニバーシアードのウェブサイト ([www.kipa.org/cpu](http://www.kipa.org/cpu)) から確認できる。また、授賞式は新型コロナの感染拡大を防止するために出席者を最少化しており、韓国発明振興会の公式 YouTube チャンネルを通じてオンラインで生中継される。

## 2-5 「2021 韓国知識財産協会コンファレンス」開催

韓国特許庁 (2021. 11. 24.)

キョンドンナビエン「2021 知的財産経営企業」選定

LG ディ스플레이のホン・ブソンチーム長等 7 名「2021 企業知的財産名匠」選定

韓国特許庁と韓国知識財産協会は、11 月 25 日から 26 日まで、グランドウォーカーヒルソウルで「2021 韓国知識財産協会 (KINPA) (※) コンファレンス」を開催する。

※韓国知識財産協会 (KINPA) : 企業における知的財産の競争力強化のために知的財産分野の全領域にわたる協力案を論議し、共同研究などを行う産業界自律協議体

本イベントは、知的財産経営の戦略および最新の情報をお互い共有し、大・中小企業間のコミュニケーションと協力の場を設けるためのものである。

コンファレンスでは、この一年間知的財産経営の拡散に貢献した企業と個人を選定する「2021 知的財産経営企業」、「2021 企業知的財産名匠」の授賞式が行われる。

「2021 知的財産経営企業」としては、「キョンドンナビエン」が選定された。「キョンドンナビエン」は、年間約 100 件以上の国内外特許を出願し、特許専担部署および職員を置くなど、知的財産権創出に積極的に投資していること、また技術を共同開発した協力会社の権利保護のために出願費用を全額負担して共同出願をしていることなど、企業間の共生のために努力している点が高く評価され、「2021 知的財産経営企業」に選ばれる栄光に輝いた。

「2021 企業知的財産名匠」には、LG ディ스플레이のホン・ブソンチーム長、サムスン電子のキム・ウンジン首席弁護士が選定され、産業通商資源部長官表彰を受ける。LG ディ스플레이のホン・ブソンチーム長は、企業内の特許管理システムを直接設計・構築し、シ

システム運営要領を共有することで知的財産創出に貢献し、サムスン電子のキム・ウンジン首席弁護士は、職務発明関連諮問を専担し、企業内の職務発明補償制度の改善に貢献したことが認められ、企業知的財産名匠として選ばれた。

他にも、LG 電子のパク・テソプチーム長、コーヨンテクノロジーのチョン・ジェユン次長、サムヤンホールディングスのユ・ソンシク次長、KCC のイム・チャンヒョン部長、ヨンウのキム・ミンジェ主任など 5 名が特許庁長表彰を受ける。

二日間に開催される本イベントは、授賞式の他に基調演説、特別講演、国内外の専門家によるテーマ別発表など、様々な有益な内容で構成される。

初日には韓国科学技術院 (KAIST) のイ・グァンヒョン総長が、「韓国知的財産の生態系に投げかける話題」というテーマで基調演説を行い、その後テーマ発表においては、1 部の「ポストコロナ時代における知的財産戦略」と 2 部の「企業の未来、知的財産経営」に分けて、国内外の専門家が最新の争点を分析し、企業の対応戦略を共有する。

二日目には、特別講演「新型コロナウイルス時代における社会変化とそれに伴う技術の変化」、国内外の事例発表とともに、テーマ発表 3 部である「制度の革新」、4 部の「技術の革新」など、様々な発表が続く予定である。

韓国特許庁の次長は、「技術安保時代の開幕とは、知的財産が国家・企業の存亡と盛衰を左右する核心要素になったことを意味する」とし、「知的財産分野における大企業と中小企業間の協力とコミュニケーションを通じて、強力的な知的財産生態系が構築できるように、今後も努力する」と述べた。

本イベントの詳細については、2021 韓国知識財産協会コンファレンスのウェブサイト (<http://www.kinpa-conference.co.kr>) を通じて確認でき、感染症の拡散防止および参加者の安全のために、ワクチン接種完了者または参加日を基準にして 48 時間以内に遺伝子増幅 (PCR) 検査をして陰性が確認された場合に事前登録して参加することができる。

自動運転産業の特許競争力強化に向けたコミュニケーションの場を用意

「フォーラム概要」

- ・日付／場所：2021年11月25日（木曜）／韓国知識財産センター19階大会議室（ソウル、駅三洞）
- ・主催：特許庁自律走行特許研究会、韓国自律走行産業協会
- ・後援：産業通商資源部、国土交通部、自律走行技術開発革新事業団（KADIF）
- ・参加者：自動運転関連の産学研など、約200名（オン・オフライン）
- ・テーマ：
  - (1) 自動運転車、知能型交通システム（ITS）、サービス型モビリティ（MaaS）特許の動向
  - (2) 自動運転産業における政策、技術開発、標準化の動向

韓国特許庁自律走行特許研究会は、11月25日（木曜）13時30分、韓国自律走行産業協会と韓国知識財産センター（ソウル駅三洞）で「自動運転知的財産戦略フォーラム」を共催する。

フォーラムは、未来の自動車産業の核心として浮上している自動運転関連の最近の特許および政策の動向を共有し、今後の技術開発の方向を検討するために設けられた。

フォーラムでは、自動運転関連の産学研専門家約200名がオン・オフラインで参加し、自動運転分野における特許・産業競争力について診断し、今後の研究および技術開発の方向を検討する予定である。

フォーラムは、「自動運転特許の動向」および「自動運転政策・技術開発の動向」をテーマに、それぞれ二つのセッションに分かれて行われる。

最初のセッションでは、韓国特許庁自律走行特許研究会から、(1) 自動運転産業の核心である「自動運転車」、(2) 自動運転インフラを構築するための「知能型交通システム（ITS）」、(3) 自動運転車を活用した「サービス型モビリティ（MaaS）」について、最近の特許の動向と今後の技術開発の方向について発表する。

二番目のセッションでは、自律走行技術開発革新事業団（KADIF）から、自動運転政策の動向と革新事業の成果について紹介し、現代モビースと国家技術標準院がそれぞれ自動運転における最新の技術開発と標準化の動向について発表する。

また、本フォーラム会場には審査官相談ブースを運営し、1対1知的財産権相談を行い、企業からの要請がある場合は直接当該企業を訪問する説明会も開催する予定である。

韓国特許庁の融合・複合技術審査局長は、「急速に成長している自動運転車市場をリードするためには、革新技術の開発とともに優秀な特許を先取りすることが何よりも重要」と強調し、「今回のフォーラムで議論される内容が、今後の研究開発の方向や投資戦略の樹立に活用され、自動運転産業の特許競争力が強化されることを期待する」と述べた。

## 2-7 韓国特許庁とポスコ、鉄鋼・素材企業に営業秘密・技術保護を共同で支援

韓国特許庁（2021. 11. 26.）

ポスコ・特許庁・ポスコの協力会社で営業秘密・技術保護のMOUを締結

韓国特許庁は、2020年同伴成長指数評価で最優秀グレードを獲得するなど、中小企業との同伴成長のために取り組んできたポスコと鉄鋼・素材企業の営業秘密・技術保護に向けて協力することにした。

特許庁とポスコは、ポスコの協力会社（※）と共に11月26日金曜日午前10時にソウルのポスコセンターで営業秘密・技術保護に向けたMOUを締結したと発表した。

※協力会社の代表：ソウルエンジニアリング

<ポスコ・特許庁・ポスコの協力会社のMOU締結式概要>

- ・日時/場所：2021年11月26日金曜日10:00～10:40/ポスコセンター大会議室
- ・主要出席者：特許庁長、ポスコ代表理事社長、ソウルエンジニアリング代表理事

最近、大企業と協力会社の取引関係で比較的保安が弱い協力会社からの技術流出事例（※）が発生しており、企業の規模が小さいほど営業秘密の保護基盤が弱い（※※）な状況で、大企業と協力会社間で営業秘密の保護尊重文化を醸成し、韓国の中小企業の営業秘密・技術保護を強化するためにMOUの締結が推進された。

※大企業S社の協力会社であるD社のAは、人事上不利益等を理由に退職し、コア技術を流出させて中国に転職しようとしたが、摘発されて執行猶予4年を言い渡された（2018年）



※※企業規模別の営業秘密保護担当組織の保有比率（2021年、特許庁）：

（300人以上）73.2%、（50～299人）27.9%、（10～49人）8.5%

ポスコと特許庁は今回の協定により、鉄鋼・素材分野企業の営業秘密・技術保護の強化を積極的に支援する。

ポスコは協力会社の営業秘密・技術保護および営業秘密の管理体系構築を支援しつつ、特許庁の営業秘密・技術保護政策に協力する。

特許庁は韓国知識財産保護院の営業秘密保護センターを通じてポスコの協力会社に営業秘密・技術保護のコンサルティングおよび教育など、営業秘密・技術保護体系の構築を支援する。

ポスコの協力会社は自社の経営環境に合う営業秘密・技術保護体系を構築することで、営業秘密・技術保護の基盤を築く予定である。

特許庁長は「今回のMOUを通じて、鉄鋼・素材分野企業の営業秘密・技術保護のために必要な支援を強化していく」と述べた。

ポスコの代表理事は「中小協力会社の技術競争力がすなわちポスコの競争力であることを認識し、中小協力会社の営業秘密保護に旗振り役を果たしていく」と話した。

ソウルエンジニアリングの代表は「今回のMOUをきっかけに全てのポスコの協力会社に営業秘密・技術保護の重要性を改めて認識していただきたい」と述べた。

特許庁は大企業の協力会社の営業秘密・技術保護および大企業と協力会社間の相互技術尊重文化を醸成するため、昨年6月にKTおよびKTの協力会社、11月にはLGイノテックおよびLGイノテックの協力会社とMOUを締結した。韓国企業の営業秘密・技術保護の強化に向けて大企業との協力を持続的に拡大していく計画である。

また、特許庁は企業の営業秘密と技術保護を強化するために、年末まで不正競争防止および営業秘密保護の基本計画を樹立する計画である。

## 2-8 韓国特許庁「倒産危機にある特許保有企業の再生を支援」積極行政最優秀賞受賞

韓国特許庁（2021.11.29.）

韓国特許庁、2021年積極行政優秀事例コンテスト上・下半期入賞

2021年全政府機関上・下半期積極行政コンテストで、特許庁が2回連続優秀な成績で入賞

- ・(上半期) ユーザーにやさしい電子出願サービス (優秀賞)

PC・モバイルどちらからも便利に特許の出願と手数料の支払いができるようシステムを改善し、個人に合わせた個別型電子出願教育など、需要者の便宜を考慮した積極行政の事例

- ・(下半期) IP 担保ローン再生企業支援プログラム (最優秀賞)

倒産危機にある IP 担保ローン企業の経営を正常化するために設けられた特許の売却・貸渡プログラムを通じて、クリエイティブな政策設計と関係機関との協力の成果が実った積極行政の事例

韓国特許庁の「知的財産権 (IP) 担保ローン再生企業支援」事例が「2021 年下半期積極行政優秀事例コンテスト」で国務総理賞 (最優秀賞) を受賞した。特許庁は今年の積極行政優秀事例コンテストで次官級機関としては唯一、上・下半期ともに優秀な成績で入賞した。

中央行政機関および公共機関が参加する「積極行政優秀事例コンテスト」は、国民が実感できる積極行政の優秀事例を発掘・発信し、成果を共有するために人事革新処で主管して開催している。今回のコンテストでは、47 の中央行政機関から提出された 164 の事例を対象に、国民と専門家の審査および発表審査を経て最終順位が決まった。

特許庁が今回最優秀賞を受賞した積極行政の事例は、特許権を担保にして融資を受けた企業が経営危機から持ち直すよう裁判所などと手を組んだ事例である。裁判所に再生を申請した企業が担保となっている自分の特許権を特許庁に処分して債務を返済し、処分した特許を低価格で借りて事業を続けられるように支援した内容である。

#### <特許庁 IP 担保ローン再生企業支援プログラム>

- ・(推進背景) 知的財産権 (IP) 担保ローン (※) を組んでいる企業が経営危機によって再生手続きを申請する場合、債務を返済するための資金の確保が必須

※イノベーション中小・ベンチャー企業の資金を支援するために、特許権などを担保にして融資する制度

再生申請企業はそのほとんどが担保 IP 以外に処分できる資産がなく (※)、担保 IP は企業のコア技術であるため、事業を推進するために引き続き活用しなければならない状況

※再生申請企業は債務者回生法により、裁判所の許可なしに資産を任意で処分することが禁じられている

- ・(内容) 特許庁の回収支援機構で担保 IP を買い取って企業に再生資金を支援し、安い実送料で IP を貸し渡しつつ、再購入優先権を付与して企業の再生を支援

- ① 裁判所では企業の担保 IP 売却申請を許可し、特許庁がそれを買って債務返済資金に活用→再生計画案の早期認可可能
- ② 事業を正常に推進できるよう低価格で当該 IP を企業に再貸渡
- ③ 経営正常化の後、企業に当該 IP を再購入できる優先権を付与
  - ・(期待効果) IP 担保ローン再生企業は担保 IP を持続的に使用しながらも再生計画案の認可の可能性を高めることができ、企業の経営正常化に役立つ莫大な研究費用と時間が投入された特許技術の放置防止にも寄与

倒産危機にある企業のさまざまな困難を解決するためのクリエイティブな支援策を設けた点、関係機関との積極的な協力が国民に高く評価された。

特許庁長は「今回の事例は、企業の立場から考えて推進した積極行政の優秀事例」とし、「これからも現場の声に耳を傾ける積極行政で先頭に立つ」と述べた。

## 2-9 世界知的所有権機関、弁理士向けの国際出願総合説明会を開催

韓国特許庁 (2021. 11. 29.)

世界知的所有権機関、国際出願説明会を開催し  
韓国出願人のあい路事項を積極的に受け入れて解決する！

韓国特許庁は、世界知的所有権機関 (WIPO) ・大韓弁理士会が 11 月 30 日 (火曜) と 12 月 1 日 (水曜) の両日にわたって「WIPO 国際出願総合説明会 (WIPO Roving Webinar)」を共同開催すると明らかにした。

説明会は、現場で海外出願業務を行っている弁理士を対象としており、WIPO 国際出願システムの手続きや方法などの実務を説明するという積極的な行政サービスの一環として設けられたものである。

韓国は新型コロナウイルスの拡散にもかかわらず、2020 年 WIPO 国際特許出願 (PCT) が史上初めて 2 万 60 件を達成し、世界 4 位を占めた国際出願に強い国の一つである。商標の国際登録制度 (マドリッド制度) における出願件数もここ 3 年間徐々に増加するなど、成長ポテンシャルが高いと言える。

※ここ 3 年間におけるマドリッド協定議定書による国際出願: (2018 年) 1, 305 件 → (2019 年) 1, 392 件 → (2020 年) 1, 578 件

説明会では、WIPO に勤めている韓国人の専門家が「国際特許 (PCT)、商標(マドリッド)、デザイン(ハーグ)出願制度」、「PCT 国際出願のインターネット出願 (ePCT) の使い方」などの最新動向とともに有用な実務情報を説明した。韓国企業が海外の知的財産権をより効果的に確保できると期待される。

一方、特許庁は海外に進出しているか、または進出する予定の中小企業などに国際知的財産権の出願費用を支援 (2019 年 2,468 件、2020 年 4,057 件、2021 年 10 月時点 3,338 件) している。また、韓国の出願人が WIPO 国際出願サービスにリアルタイムでお問い合わせができるよう、韓国に WIPO の地域事務所を誘致する案も継続的に推進している。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「企業間の競争が激化しているグローバル経営環境の中で、韓国企業のコア技術を知的財産権として確保し、活用することが何より重要である」とし、「これからも、特許庁と大韓弁理士会は先頭に立って、海外知的財産権の出願業務を担当している弁理士に役立つ実務情報を提供するために最善を尽くしたい」と述べた。

#### 2-10 第 21 回日中韓特許庁長官会合、カーボンニュートラル分野への協力に合意

韓国特許庁 (2021. 11. 30.)

日本・中国・韓国の知財権協力により、カーボンニュートラルを前倒しする

韓国特許庁は 11 月 30 日 (火曜) 午後 5 時 30 分、政府大田庁舎の特許庁テレビ会議室で「第 21 回日中韓特許庁長官会合」を開催した。

当日の特許庁長官会合で 3 国は、2021 年の 1 年間推進された知財権分野別における協力内容を点検し、今後の協力の方向性について議論した。日中韓の特許庁長官は、これからカーボンニュートラル分野における 3 国間協力をより具体化していくことに合意した。

日中韓特許庁長官会合は、特許審査情報の交換および活用、特許制度の調和と国際規範の形成を目標にして 2001 年から始まり、毎年開催された会合である。2021 年に第 21 回目を迎えることになる。

ここ 20 年間、3 国の特許庁は特許、デザイン、教育、審判、商標、情報化の 6 分野ごとに専門家会議を開催して交流を続けることで、3 国の知財制度における均衡ある発展を成し遂げてきた。

その結果、全世界に出願された知的財産権のうち、3国が占める割合は、2001年32%から2020年75%に増加した。そのうち、特許出願は42%から62%、商標出願は21%から73%に増加した。同期間、全世界で3国が占める貿易量の割合も12.5%から19.8%に増加し、日中韓は知的財産における世界最大の経済圏として成長した。

特に2021年に開催された会合は、日中韓の特許庁が「カーボンニュートラル」という共同目標を達成するために3国間協力を推進していくと約束したことで意味深い会合である。

このような協力課題は、カーボンニュートラルを達成するためには、それに関連する技術を知財権として保護し、技術開発を促進しなければならないという認識から始まった。

韓国特許庁は、カーボンニュートラルによる気候環境の改善に向けて国と国との連帯が必須であり、既に中国と日本もカーボンニュートラルの目標を具体化したことがあるため、これからは実質的な政策対応が必要であると、日本と中国の特許庁に呼びかけ、長官会合で合意を引き出すことに成功した。

カーボンニュートラルに関する具体的な協力範囲と内容については、日中韓の特許庁が全部参加する分野別の専門家会議を通じて議論していくことにした。

韓国特許庁長は、「これまで韓中日の特許庁は互いにベンチマークすることで、知財権制度を発展させてきた。今後はこれまでの協力の成果に基づいて3国の特許庁がカーボンニュートラル技術の発展と拡散に貢献できるようになると期待している」とし、「カーボンニュートラルを中心とした3国の知財権協力が宣言だけで終わることなく、実質的な成果を得ることができるよう中国、日本と継続的に協力していくつもりである」と強調した。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 中小企業の特許紛争、予防から事後対応まできめ細かく支援する

韓国特許庁(2021.11.17.)

韓国特許庁、「中小企業の特許紛争支援強化方策」発表

- ・ IP-R&D 戦略の支援拡大、紛争危険警報の発令、紛争リスクの早期診断など、一足早い紛争予防の強化

- ・紛争コンサルティング費用の支援を 1 億ウォンから 2 億ウォンに引き上げ、技術保護保険の導入、緊急経営安定資金最大 10 億ウォン支援の導入など、紛争発生時の支援の拡大

韓国特許庁は、11 月 17 日水曜日に開催された「第 8 次素材・部品・装備の競争力強化委員会」で、関係機関と合同で「中小企業の特許紛争支援強化方策」を発表した。最近、グローバル技術覇権争いが深化して特許紛争のリスクが増している中、長い期間と巨額の費用を要する（※）特許紛争への対応の重要性が高まっている。

※特許訴訟（1 審）の期間/費用（2018 年、WIPO）：（米）18～42 カ月/11.5～69 億ウォン、（韓）10～18 カ月/1.7～4.6 億ウォン

特に、ほとんどの中小企業は企業規模が小さく、零細（※）であるため、中小企業に対する特許紛争の支援強化方策が必要な状況である。

※米特許訴訟の 1 審費用 11.5～69 億ウォン（2018 年、WIPO）>営業利益（韓国企業）中小 1 億ウォン、ベンチャー 1.2 億ウォン（2020 年、韓国統計庁/中小ベンチャー企業部）

今回発表された方策を通じて中小企業の特許紛争を予防から事後対応まできめ細かく支援する計画であり、主な内容は次のとおりである。

① 企業の特許紛争に対する一足早い予防・備え支援を強化する。

- ・技術開発の段階から特許侵害防止に向けた特許基盤の研究開発（IP-R&D※）支援を拡大する。

※研究開発の際、競合他社の特許分析による侵害防止、無効化/外部技術導入、特許空白分野での優秀特許確保などの戦略

これまで素材・部品・装備分野を中心に支援してきた IP-R&D 戦略を BIG3（非メモリー半導体、未来自動車、バイオヘルス）、ワクチンなどのコア技術分野まで拡大（※）し、中小企業が低コスト（※※）で活用できる「紛争予防特化型 IP-R&D」と共に、IP-R&D を支援し、その 1 年後に R&D の方向を確認する「後続診断 IP-R&D」を新たに推進する。

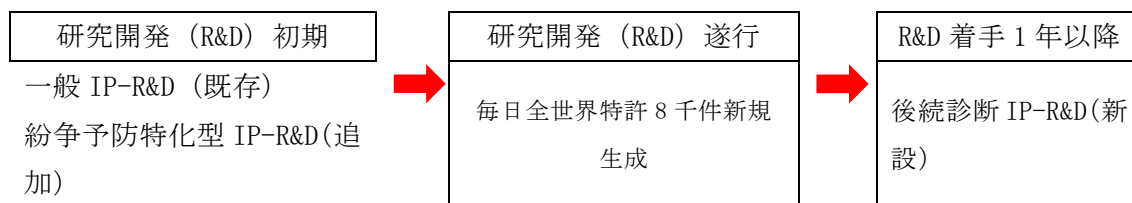
※IP-R&D 戦略の支援予算：（2021 年）385 億ウォン→（2022 年政府案）400 億ウォン

※※紛争予防特化型 IP-R&D 約 3 千万ウォン<一般 IP-R&D 約 1 億ウォン

一方、現在、産業部の技術開発事業の関連規定（※）に反映されている IP-R&D の推進根拠を中小ベンチャー企業部などの他の政府機関の技術開発事業規定にも持続的に普及させていく予定である。

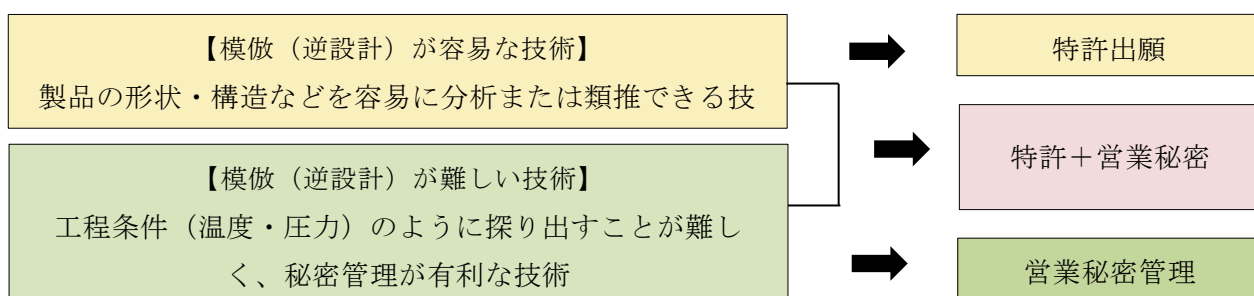
※産業技術革新事業の共通運営要領

＜IP-R&D による紛争予防戦略の概念図＞



・技術の特性に合わせて、特許・営業秘密を活用した最適な技術保護戦略を企業に提供する。

＜特許・営業秘密を活用した最適な技術保護戦略の概念＞



・紛争のリスクが高い技術分野に対する「紛争危険警報」を知的財産保護総合ポータル（IP-NAVI）から業界に提供し、素材・部品・装備の中小企業を対象に、企業特化型「紛争リスクの早期診断」も来年から新しく支援する計画である。

② 特許紛争が発生した企業に対する事後紛争対応の支援を拡大する。

・特許紛争対応戦略のコンサルティングを輸出の中小・中堅企業から全体中小・中堅企業に拡大（※）（紛争の当事者がいずれも中小・中堅企業の場合は除く）し、コンサルティング費用支援の限度を年間 1 億ウォンから 2 億ウォンに引き上げ、最大 3 年間支援を受けられるようにする。

※特許紛争対応戦略コンサルティングの予算：(2021 年) 109 億ウォン→(2022 年政府案) 139 億ウォン

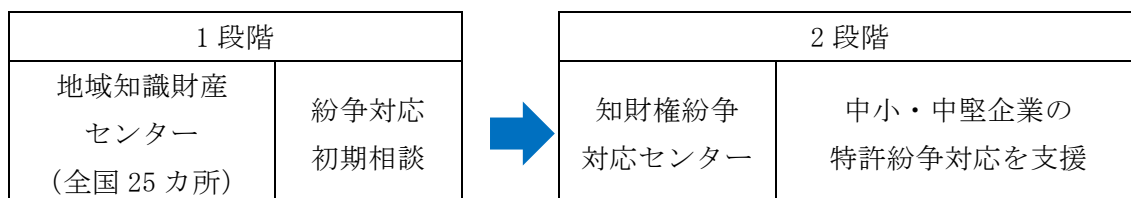
＜特許紛争対応戦略コンサルティング支援内容＞

区分		詳細
選定基準		支援の緊急性を評価して支援対象を選定（特許紛争発生企業は申請の場合全て支援）
支援類型	防御	競合他社の特許に対する申請企業製品（技術）の非侵害の立証、競合他社の特許の無効化戦略（無効審判・訴訟等）、自社製品の設計変更方案、ライセンス戦略等
	攻撃	申請企業の特許を競合他社の製品（技術）が侵害しているか否かの判断、侵害立証の論理開発および被害規模（損害額）の算出等

・企業の特許紛争に対する費用負担を軽減させるために、知的財産控除だけでなく、中小ベンチャー企業部の技術保護政策保険（※）と経営安定資金（最大 10 億ウォン貸出）の支援も新規で導入する予定である。

※中小企業が保有している技術に関する特許紛争法律費用を支援

・全国 25 カ所の「地域知識財産センター」と「知財権紛争対応センター」を連携させた紛争対応支援を強化し、海外知的財産センター（IP-DESK）の設置地域も継続して拡大していく計画である。



※小企業は「公益弁理士特許相談センター」から弁理士相談、審判・訴訟等を支援

③ 中小企業の紛争対応力を強化するためのインフラを拡充する。

・知財権紛争対応センターを通じて特許紛争関連政府支援事業や国内外紛争対応専門機関およびサービスなどの各種情報をいっぺんに確認できるようワンストップで提供し、主要国の特許紛争関連情報の提供も拡大（※）する。

※（2021 年）米国、日本、欧州、中国/侵害訴訟、異議の申し立て、無効審判→（2022 年、追加）米 ITC 事件



＜紛争対応支援情報ワンストップ提供サービスの概念図＞



・特許紛争予防・対応教育コンテンツを開発して産・学・研の研究者を対象にオン・オフライン教育を提供し、中小企業中央会・ベンチャー企業協会等の企業団体と協力して企業経営者（CEO）に対する教育も推進することで、中小企業の紛争対応力を強化する予定である。

・特許紛争対応の専門性を有している民間機関を新たに「特許紛争コンサルティング専門機関」に指定して育成し、産業通商資源部・中小ベンチャー企業部、特許庁の企業支援バウチャー等を活用してスタートアップから中小・中堅企業までを対象に知的財産総合サービス（※）の支援を拡大する。

※韓国国内外での知的財産の獲得、先行技術の調査・分析、知的財産の価値評価、紛争対応コンサルティングなど

特許庁長は「韓国の中小企業が特許紛争にしっかり対応できれば、特許紛争のリスクは危機ではなく機会となり得る」とし、「中小企業が先手を打って特許紛争に備え、直面した特許紛争を効果的に乗り越えて新しい市場に参入できるよう、特許紛争の対応に向けた支援を持続的に強化していく」と話した。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 今やオンラインで学ぶ！オンライン教育関連の商標出願が増加

韓国特許庁（2021. 11. 16.）

個人・中小企業の出願とゴルフ等多様な教育分野の出願が増加

- ・2020年時点、生徒のオンライン教育利用率は98.9%にのぼり、これは2019年に比べて37.1%pが上昇した数値である（韓国科学技術情報通信部「第四次産業革命指標」、2021年10月）
- ・小・中・高のデジタル教育および評価市場は2025年に約50兆4千億ウォン規模に成長すると予想される（Holon IQ、2021年10月）
- ・「CLASS101」が最近300億ウォンのシリーズBの投資を誘致するなど、大人を対象とする自己啓発・職業訓練関連のオンライン教育プラットフォームが急激に成長している

韓国特許庁によると、新型コロナの感染拡大以来、ソーシャルディスタンスの強化でオンライン教育関連の商標出願が大幅に増えたことが明らかになった。オンライン教育（※）関連の商標出願は2020年に前年比26.7%増加し、2021年上半期にも前年の同じ期間に比べて30.9%増加（※※）した。

※インターネット、電話、通信など、有線・無線を利用した教育関連サービスを意味

※※2019年4,953件→2020年6,274件（上半期に2,777件）→2021年上半期3,635件

オンライン教育関連の商標出願の増加は、個人と中小企業が主導していることがわかった。個人の商標出願と中小企業の出願はそれぞれ2020年に前年比33.3%、23.1%増加し、大企業や中堅企業の前年比増加率の11.5%、14.6%より高くなっている。

一方、主要分野別に見ると、オンライン・インターネット教育業およびソフトウェアの商標出願が大きく増加した。「オンライン・インターネット学習業、教育業」分野の商標出願は2020年に前年比24.5%増加し、「マルチメディア教育コンテンツのホスティング業（※）」分野も2020年に前年比160.2%急増した。生徒がパソコンで教育用資料を容易に学習できるようにプログラム化した「教育用ソフトウェア」分野の商標出願も2020年に前年比29.2%増加した。

※サーバーコンピューターの全体または一部を利用できるよう貸し出すサービス

また、従来の主要教育コンテンツが語学などに関連していたのであれば、最近では家で趣味・余暇生活が楽しめるようサポートするさまざまなオンライン講座関連商標も出願さ

れている。特に、ゴルフの映像・インターネット講義業分野は 2016 年から 2018 年まで 100 件程度出願されていたが、最近人気が急激に高まり、2019 年 182 件、2020 年 188 件出願されて約 2 倍増えた。インターネットのヨガ・瞑想講座分野も 2020 年 29 件と、前年比 262.5%増加した。オンライン学習の必需品とされているタブレット PC の場合、2020 年に前年比 23.2%増加し、品薄になっていたヘッドセットも 2020 年に前年比 61.1%増加した。

特許庁のサービス商標審査課の審査官は「オンライン学習のメリットを活かした多様なコンテンツが引き続き増えている」とし、「専門知識とソフトウェアがあれば誰でもオンライン教育市場に参入できるため、オンライン教育分野の商標出願はしばらくの間増え続けると見られる」と述べた。

#### 4-2 商標出願の増加傾向に拍車をかける！10年間で2倍増加する見込み

韓国特許庁 (2021. 11. 22.)

商標制度への意識向上などによる、個人・新規出願の増加が商標出願の増加をけん引

韓国特許庁は、商標出願が増加を続けており、10年前に比べて出願件数が2倍以上増加する見込みであると発表した。

※2021年上半期の出願件数(17万7,804件)が2011年全体出願件数(17万2,958件)を超過

米国、中国、欧州における出願も増加傾向を見せており、米国は2021年上半期の出願が前年同期に比べて56.5%増加した。米国特許商標庁(USPTO)は、このような増加傾向の主な原因は中国企業の出願増加(2021年上半期基準、全体出願の29%)であると明らかにしたが、韓国の場合、米国とは対照的に国内における個人出願の増加が全体出願の増加をけん引している。

主に個人出願件数の増加と新規で進入する出願人の増加が、全体の商標出願件数の増加に影響を与えている。

2020年には個人出願件数の増加率が21%に達し、11万件以上出願したと把握している。

※個人の商標出願件数:(2018年)8万6,000件→(2019年)9万7,000件(12.7%増)→(2020年)11万7,000件(21%増)

また、新規の出願人も引き続き増加している。2020年には韓国国内における新規出願人（個人・法人全体）が前年に比べて16.6%増加したが、そのうち個人の新規出願人が前年比31.8%増加したことが分かった。

※韓国国内の新規出願人：(2019年)3万4,399→(2020年)4万126/個人の新規出願人：(2019年)2万2,987→(2020年)3万315

出願件数と新規出願人が増加する原因は、商標制度への意識向上であると分析される。これは、特許庁が実施した出願人対象のアンケート調査で、商標を出願するきっかけとして、回答者の50.8%が「商標権の重要性に対する意識が高まった」を選んだことから見て取れる。

一方、アンケート調査の結果、商標出願をするタイミングについて、製品は製品の開発段階に、サービス業は事業者を登録した後に最も多く出願することが分かった。

「製品開発の段階で予め出願をしておく」は30.3%であり、「製品を発売する前」24.4%、「製品を発売した後にしる」14.3%に比べて高い数値である。これは製品に使用する商標を先に確保するためであると解釈できる。

一方、サービス業では、「事業者登録をした後に商標を出願する」が36.2%で最も多く、「事業者登録と同時にする」が16.6%、「商号を決める前にする」が13.3%で、製品の商標出願とは様相が異なる。ただし、このような場合、すでに登録されている他の商標があると登録が拒否される可能性があるため、事業者を登録する前に予め商標を出願しておく必要がある。

さらに、「出願後に商標をすぐ活用する」が多数（71.2%）を占めており、審査の迅速化が求められていることが分かった。ただし、出願増加により、審査処理にかかる期間が継続的に延びており、審査処理期間の短縮へのニーズが高まると予想しているため、特許庁としては大きな課題を抱えるようになった。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「国際的にも商標出願が増加する傾向であり、予め商標を出願して商標権を確保しておくことが、今後さらに重要になる」と強調し、「審査処理期間を短縮するために審査人数を増員するなど、さまざまな努力を重ねてきており、これからも積極的に取り組んでいきたい」と述べた。

## その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム